『年金相談の手引』令和 7 年度版 追補

＜高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更＞

【156 頁】

雇用保険法の高年齢雇用継続給付の支給限度額が，厚生労働省告示第 203 号によって令和 7 年 8 月 1 日から 376,750 円が 386,922 円に引き上げられています。

＜障害基礎年金の支給停止の所得限度額の変更＞

【335 頁】

20 歳前傷病による障害基礎年金の支給停止の所得限度額は，令和 7 年 7 月 4 日に公布された政令第 253 号によって令和 7 年 10 月 1 日から以下のように変更となりました。

全額支給停止の場合の所得限度額は 4,721,000 円が 4,794,000 円に引き上げられ，半額支給停止の場合の所得限度額は 3,704,000 円が 3,761,000 円に引き上げられます。

これに伴い，令和 7 年度の所得限度額の表は，以下のように変更となっています。

●令和 7 年度の所得限度額（令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月）　　　（単位：円）

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人
全額停止の限度額	所得	4,794,000	5,174,000	5,554,000	5,934,000	6,314,000
半額停止の限度額	所得	3,761,000	4,141,000	4,521,000	4,901,000	5,281,000